

人事委員会 規則番号	人事委員会規則名	公布年月日
人事委員会規則 第 4 号	さいたま市人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	令和3年7月7日

さいたま市人事委員会規則第4号

さいたま市人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成22年さいたま市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>さいたま市人事委員会の所管する行政手続等におけるさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u></p> <p>さいたま市人事委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合については、他の条例等に特別の定めのある場合を除くほか、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。</p>	<p><u>さいたま市人事委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u></p> <p>さいたま市人事委員会の所管する行政手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の人事委員会規則に特別の定めのある場合を除くほか、さいたま市市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成18年さいたま市規則第154号)の例による。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。